

國家財政の構造理論

——ワグナーとシュタインをめぐつて——

丸 山 泰 男

段階理論と構造理論

- 一、ワグナーの構造理論——「強制共同經濟組織」による「私經濟組織」の修正、「社會的財政々策」の内容
- 二、「純財政的」課税と「社會政策的」課税
- 三、シュタインの構造理論——「國家經濟」と「私經濟」の有機的循環、國家財政の「再生産」理論
- 四、「社會的財政制度」と「立憲的財政制度」
- 五、結論——兩學說の比較と批判

十九世紀中葉以降の獨逸は、一方封建社會から解放された「自由資本」の輝かしき隆盛と、他方資本主義の急激な發展に伴ふ「社會問題」の暗き相剌とを同時に迎へなければならなかつた。恰もかゝる光明と暗黒、過去と未來の相交錯せる變動期、即ち獨逸資本主義の異常な勃興期において、ワグナーとシュタインはともに夫々の異つた立場から近代財政學の體系を形造つた。

従つてワグナーもシュタインもともに夫々の財政學に於いて、歴史的考察を重要視し、國家財政の現段階を「市民時代」から「社會時代」への過渡期として把握した。しかしながら同じく「社會時代」とよばれながらも

その段階概念の内容はワグナーにあつては理念的・政策的に、シュタインにおいては實在的・歴史的に考察されてゐた。即ちワグナーは「社會的財政政策」soziale Finanzpolitikの實現せらるべき段階としての社會時代を構想し、シュタインは「社會的理念」soziale Ideeによつて國家財政が侵略せられる段階として、社會時代を把握してゐたのである。以上が前稿において私の明らかにしたところであつた。

ところでかゝる段階理論の對照的な相異は、自らが經驗し直面しつゝある現段階における經濟社會と國家財政との構造關聯をいかに把握してゐるかに據つて生ずるものである。何となれば現段階における問題意識と構造關聯とを歴史のなかに探究し、もしくは歴史によつて論證せんとするところに段階理論の成立が見られるからである。従つて財政現象の歴史的發展段階の理論は、國家財政と政治、經濟、社會との全體的構造關聯の問題を不可避的に前提し包含してゐるのである。畢竟するに、段階理論と構造理論とは同一認識對象を時間的繼起として見るか、現在的並存として見るかの相違に過ぎず、相互に密接不可分の關係にあると云はなければならぬ。

かゝる意味において、私は以下本稿に於いてワグナーとシュタインの國家財政の構造理論を検討し批判せんと試みるのである。

ワグナーによれば經濟社會の構造を分類する組織原理は、何よりも先づ經濟活動を行ふ人間の種々なる心理的動機に求められる。即ち經濟生活に於けるかゝる經濟行爲の動機として、最も利己的なものから非利己的なものに至る五種類¹⁾のものが擧げられ、國民經濟の三つの組織原理は先づこれらの心理的動機によつて基礎づけられる。かくして利己的動機には「私經濟的」組織原理が、利己的動機のうち非經濟的な、もしくはより高尚な動機

には「共同經濟的」組織原理が、そして最後に非利己的動機には「慈惠的」組織原理がそれと對應するのである。²⁾しかしワグナーにおいてはこれらの心理的動機はあくまでも組織分類の出発點たるに止り、それ以上動機と組織の關聯を深く掘り下げて分析するといふ方法はとられてゐない。³⁾

むしろ費用支辨や報償形式と云ふ經濟的原理がより重要な組織原理となるのである。即ち私經濟組織は「自己の經濟的利益への努力、經濟的原理の最も嚴密な實現」⁴⁾に基いてゐる。そしてそこでは個別的報償が行はれ、これを規定する經濟原理は自由競争と自由流通による需要供給の法則であり、これを規定する法律形式は自由契約である。⁵⁾その結果、財貨の競争價格または契約價格が生じ、かゝる市場價格によつて規制せられる經濟組織かとりもなほさず私經濟組織なのである。然るに共同經濟組織は「共同利益の目的設定による結果」⁶⁾であり、費用調達、生産者への報酬、貧困者への財貨分配等の問題に於いて、私經濟的原理および慈惠的原理とは全く異つた規準、即ち「正當なる規範」としての社會目的に一致する如く行はれる。特にこゝでは費用評價に於いて所謂「一般的報償の原理」が妥當する。そして最後に第三の慈惠的組織は經濟行爲に於ける非利己的な道德意識にもとづき、自由に無償もしくは無償に近い寄附と受納が行はれる。かくしてこれら三つの經濟組織は時代によつてその組合せの程度に差異があるにせよ、夫々の異つた原理に基づきつゝ相並存し相交錯することによつて始めて國民經濟全體の運営が可能となるとされるのである。

然しワグナーが重要視するのは決してそれらのすべてではない。先づ第一に慈惠的組織は、例へば寄附團體や育英財團の如く、愛の行爲としてそれ自身道德的には價値の高いものではあるにせよ、現代の經濟組織としては大きな意味をもち得ないとされる。更に彼によれば共同經濟組織は、自由意志の契約にもとづく「自由共同經濟」と、權力體によつて強制的に構成せられる「強制共同經濟」との二つに分れる。そのうち前者、即ち自由共同經

濟組織は國營の相互保險の如く構成員の自由意志にもとづく組合であり、これもまた今日余り重要な役割をもたないと言われてゐる。かくして残るものは私經濟組織と強制共同經濟組織との二つであり、しかもこれらは單に經濟組織であるといふ形式的な點を除いては、その目的、原理、方法において全く異質的な組織として鋭く對置せしめられる。然らばなぜ私經濟組織に對して強制共同經濟組織が必要とされ、その存在理由は一體何に求められるのであらうか。彼の見解によれば、第一に私經濟組織において個人の「利己心」が時として強大に過ぎ、自己の利益を充分に理解せず、又は「公共精神」Gemeinsinn が充分に存在しないこと、第二に全體のためにする個人の義務に關する場合には私經濟的見地のみによつては不充分であること、第三に或種の「共同財」については全然經濟的價値の尺度が缺けてゐることなどが擧げられてゐる。しかし、ワグナーが何よりもまづ強調せんとしたものは、第一にあげた私經濟組織のもつ重大な「害惡」であつた。彼はかゝる害惡について語つてゐる。殊にこの組織の悪い結果は、多くは國民經濟における財貨の分配に現れ、次には一部分はこれにより、一部分は既に生産過程の技術的構成により制約された人民の社會的依存關係、支配關係の内に現れ、最後に更にこれらの契機と關聯して全民族の道徳性に及ぼす影響の内に現れる。そして彼は更に進んで言ふ「私は私經濟競争組織の近代的形式を國民經濟の體制の、一時的な現象とみ、且つまれに例外はあつても歴史學派が認めるよりも、より一層深い改革を要するものと見る」。ワグナーの所謂「社會政策」もしくは「國家社會主義」とは、かゝる私經濟組織のもつ害惡を改革することであり、しかもそれを實踐する政策主體として強制共同經濟組織が把へられてゐるのである。

かくして強制共同經濟組織は先づ自由共同經濟組織と區別せられ、更に私經濟組織を改革する政策主體として規定せられ、その第一義的な特質は何よりも先づ政治的權力による強制性に求められてゐる。従つて組織分類の

原理としてさきに擧げられた心理的動機や經濟的原理は、こゝではむしろかゝる特質から派生する第二義的な意味しかもち得ない。即ち強制共同經濟組織とは國家權力の經濟化に他ならないとさへ云ひ得るであらう。換言すればワグナーによつて、私經濟組織の自由競争に、下から法的基礎を與へるものとして認識せられた國家は、同時にその權力的強制によつてかゝる自由競争の弊害を修正するために、私經濟組織の上からもしくはそれと並んで干渉を加へる強制共同經濟組織とされるのである。かくして國家權力は、強制共同經濟組織となることによつて即ち經濟化せられることによつて始めて、私經濟組織に向つて強力かつ有効に働きかけ得る機能を獲得し、より正しい國民經濟全體の運營を可能ならしめることとなるのである。ワグナーは言つてゐる「強制共同經濟組織は全體の利益のために個人の利己的行動を制限し……全體と個人をして倫理的目的を達せしめなければならぬ。そしてかゝる目的を達するために強制共同經濟組織は私經濟組織と種々に結合して活動する」¹⁰⁾かゝる倫理的性格をもつた強制共同經濟組織は如何にして私經濟組織に働きかけ得るとされるのであらうか。既に明らかにされた如く、ワグナーによれば私經濟組織の弊害は何よりも先づ自由競争によつて惹起せられた財産及び所得の分配過程に現れる。然るに強制共同經濟組織たる國家財政はその収入支出の制度によつて私經濟組織に於ける分配過程に影響を及ぼし得ることは誰しも認むるところである。従つて私經濟組織における分配過程の諸弊害を、強制共同經濟組織のもつかゝる収入支出の機能を積極化することによつて修正することが可能とせられるのである。しかもワグナーによればかゝる國家財政による私經濟組織の修正こそは社會政策の「最も本質的な實踐的な點の一つを形成する」ものであるとされる。然らば彼の主張する「社會的財政々策」なるものの内容は一體如何なるものであらうか。

それは先づ財政支出と財政収入の二つの面に分れる。先づ第一に財政支出であるが、從來の國家經費以外に國家活動の範圍を擴

張して、労働者階級の利益の向上を促進せしむるが如き諸方策（例へば労働者保護のための保険・教育・衛生・醫療・交通等の諸施設）のために経費支出を行ふこと、及びその他の國家的諸施設の費用補填、利用提供において無償もしくは低廉な手数料制を採用することなどがあげられる。こゝでは國家―及びその他の公共團體、自治體等―によつて表示せられる共同經濟は、私經濟と並んで乃至はこれに代つて、即ち補充的に乃至は代置的に出現する¹¹⁾。次に財政收入の面であるが收入の種類によつて種々の方法が考へられる。官業收入もしくは私經濟的收入。このうち農地森林等の國有、鑛山、鐵道の國營が社會政策的に重要であるとされる。たとへば農地については國有により「大地主の兼併」を防ぎ、土地改良を國家の負擔で行ひ、または小作料を減免し世襲小作による中流以下の農民の維持増加を圖り得る。また鑛業の國營により投機利潤や獨占暴利の弊害を除去し、「國家は労働者の爲に諸種の利益を圖つて雇主たるものゝ模範を示し、……自から一般に労働條件を良好ならしむる」¹³⁾ことが出来る。更に鐵道については「分配の利害並に社會政策上の利害より見るとき……私設會社は動もすれば一般の利益と一致せざる行動を逞うするに至るものなれば、斷じて之を國有とするの必要あり」と設いてゐる。かくして「私經濟組織の法律的經濟的基礎の根本的修正」¹⁵⁾が行はれ「その限りに於いて私經濟は共同經濟によつて代置される」¹⁶⁾。手数料收入においては、「國民經濟が益々共同經濟的性質を帯ぶるに隨つて、公共團體の施設の利益は一般民衆に均しく及ぶべきを以て、手数料はなるべくその徴收の範圍を狭くし、かつその率を低くする」¹⁷⁾ことが必要であり、その結果財政は益々租税を以て主たる基礎とすべきである。かくして最後に最も重要な租税收入があげられる。そこでは間接的と直接的の二つの作用があり、前者は例へば消費税の如く、たとへ労働者の負擔になつても、この收入により労働者階級のより高い福祉増進のための諸施設に充用されるならば、結局眞に労働者のために有利な一種の「消費規制」もしくは「強制貯蓄」を意味する。後者、即ち直接的作用と云ふのは直接有産者の負擔において、専ら無産者の利益を圖るが如き租税であり、例へば所得及び財産の高度の累進課税であり、奢侈的消費に對する高率の課税である。これこそは最も重要な「私經濟組織に於ける分配課税の結果の修正」¹⁸⁾であり「階級と階級との調整」¹⁸⁾を目的とする課税であるとされる。

以上によつて明らかなる如くワグナーは強制共同經濟組織による私經濟組織の、即ち國家財政による資本制經濟の「補充」「修正」「代置」を力説してゐるのである。従つてワグナーに於いては、強制共同經濟組織を主體と

し、私經濟組織を容體とする政策の場としての構造理論が構想せられてゐる。換言すれば、強制共同經濟組織は始めから倫理的な性格をもつ政策主體として規定せられてゐるのである。もとより國家財政なるものが國家權力を基礎とする政治現象である以上、これを財政政策の主體として把へることには何等の異論はない。しかし彼は資本制經濟社會に於ける所得分配の不正を修正する分配政策の主體として國家財政を規定せんとする。つまりワグナーに於ては、財政々策の主體としての國家財政と、社會政策Ⅱ分配政策の主體としての國家財政とが始めから一つのものとして結びつけられてゐるのである。しかし財政々策Ⅱ社會政策なる等式が果して彼の言ふ如く自明のものとして不問に附し得るであらうか。勿論こゝでもワグナーの所謂「社會的財政々策」のうち、社會政策的經費の増大や、國有國營事業の擴充といふやうな政策は殆んど問題にはならない。何となれば、國家經費を如何なる政策のために支出すべきか、もしくは國有國營と民有民營の何れがよいかと云ふ様なことは、少くとも財政學本來の問題ではないからである。しかし國家財政の収入手段たる租税を資本制經濟の修正、即ち社會政策實現のための、もしくは國家社會主義的改革のための手段として用ひ得るか否かといふ處に多くの問題があるのである。然らば果してワグナーの所謂「社會政策的」課税なるものはかゝる革新的内容をもつてゐたのであらうか。

註 (1) 利己的動機としては次の四つが挙げられる。即ち(一)經濟的利益の追求、又は經濟的缺乏の恐怖。(二)非經濟的利益の願望(例、賞議)又は非經濟的不利益の恐怖(例、刑罰)(三)名譽の感情又は恥辱の恐怖(例、ギルドにおける團結と傳統の尊重や、良職工の自己の製品の品質に對する矜持)(四)活動と權力への欲望又は無爲無力への懸念(例、大企業經營者の不斷なる活動)。非利己的動機としては、(五)義務の意識又は良心の苛責である。ワグナーは殊に最後の非利己的動機について次の如く言つてゐる「これあるがために競争はその極度にまで押し進められることもなく、また價格は個人的利益の追求(第一の動機!)によつて、しかもそれが名譽と公正の感情(第三の動機!)によつて實際に抑制されることなくして決定されるや

うな最高最低の限度にまで達するには至らない。この項目の下に吾々は一切の慈善行爲のみならず、産業的社會的優越のために入が自己自身の利益をその經濟行爲の唯一の基礎とすることを意識的に抑制するすべての場合を包含する。」Wagner, Grundlegung der politischen Ökonomie, 3. Aufl. I. S. 83 ff. (傍點と括弧は筆者)尙「歴史學派」に通有なことではあるが、ワグナーも亦スミス經濟學に於ける純粹な利己的動機のみに基づいて行動する「經濟人」の餘りに抽象的な假定を排し、非經濟的及び利他的な動機をも包含したより現實的な、しかも倫理的な「人間性」を彼の經濟學の理論的基礎とした。

(2) ワグナーが共同經濟組織を利己的動機によつて基礎づけたと云ふことは注目すべき點である。しかし彼が如何に利己的動機をひろく解釋してゐたかは次のやうな言葉によつても明らかであらう。「産業的行動の動機として云々される場合、自利は屢々或人の個人的利益を意味するのみならず他人——勿論行爲する人がその幸福を念とする他人——の利益をも包含する。家族を考へよ。子孫に傳ふべき財産の獲得を見よ。こゝでは利己的行動は利他的行動に移る。それにも拘らず利己的動機はそれが個人以上に擴大されても、なほ依然として利己的動機であると云ひ得るであらう。」また曰く「それ(利己的動機)は個人に影響する如く、また民族の利益をも表現する。何故ならば民族なるものは個人を通じて存在し繼續するからである。」

(Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, März, 1886; Quarterly Journal of Economics, October, 1886, P. 118.)

- (3) Vgl. Hans Ritschl, Gemeinwirtschaft und Kapitalistische Marktwirtschaft, S. 18.
- (4) (5) (6) Wagner, Grundlegung, S. 775—776.
- (7) Wagner, a. a. O. S. 200 ff.
- (8) Wagner, a. a. O. S. 813.
- (9) Wagner, a. a. O. S. 5.
- (10) Wagner, Finanzwissenschaft, I. 瀧本美夫氏抄譯「ワグナー氏財政學」二二頁に據る。
- (11) Wagner, Ueber soziale Finanz- u. Steuerpolitik. S. 11.
- (12) 抄譯二一八頁。(13) 抄譯二二六頁。(14) 抄譯二六四頁。
- (15) (16) (18) Wagner, Ueber soziale Finanz- u. Steuerpolitik. S. 12—13.
- (17) Wagner, Finanzwissenschaft, II. T. S. 45—46. 抄譯三二八—九頁。

ワグナーによれば「社會政策的」課税は何よりも先づ「純財政的」課税と相對立するものであるとされる。そしてこれら二つの見解がわかれる究極の分岐點は私經濟的競争組織を是認するか否かにかゝつてゐるとされる。即ち見解の相違は自由競争の現行法によつて規制せられた私經濟組織に於ける所得及び財産分配に對する判斷と本質的に關聯してゐるといふのである。

先づ第一に「純財政的」課税に於いては、私經濟的競争組織を「無條件に正當であり、それ自體公正である」と見る。従つてこの組織の當然の結果たる所得及び財産分配の狀態を變化せしむるが如き一切の課税は、極力避けらるべきであるとされる。かくして第一に國家の收入は必須缺くべからざる最小限度にとゞむべきこと、第二にやむを得ざる經費については所得の大小及び種類の如何に拘らず、凡ての人民に一樣に課税すべきこと。従つて最低生活費もまた課税せられ、そして最後に課税はすべて個人所得にのみ限定され、一切の財産及び資本は除外さるべきであり、しかも各人の所得額に比例して平等に行はるべきことが要求せられる。

これに對して「社會政策的」課税に於いては、私經濟的競争組織及びその結果としての富の分配を必ずしも正當であるとは認めず、否むしる多くの不公正が含まれてゐると見る。従つて「租税は單に財政需要の充足のための手段たるのみならず、同時に自由競争によつて生じた所得分配及び財産分配を修正するための手段」たるべきであるとされる。かゝる見解の故に先づ第一に國家收入は勿論最小限度にとゞむべきではなく、むしろ「文化及び厚生目的のために」即ち「下層階級の向上の目的のために」出來るだけ多くなければならない。第二に少額所得殊に勞働所得に對しては課税を減免し、最低生活費は勿論免稅とすべきである。第三に課税は所得のみに限ら

ず財産に對しても行ひ、しかもその金額にではなく給付能力に比例して、即ち税率は「比例的」ではなく「累進的」でなければならぬ。更に財産所得、偶然所得に對しては勞働所得に比して重い租税が課せらるべきであるとされる。

以上によつて明らかであるやうにワグナーの所謂社會政策的課税なるもの内容は、今日より見れば吾々の想像するほどラディカルなものでなく、むしろ極めて穩健な主張たるに過ぎない。即ち彼のいふ社會政策的見地とは、單に國家を必要悪とみ、最少なる財政を最良とし、所得及び財産の分配状態への課税による變化をすべて侵害と見なす極端な個人主義的財政思想を否定せんとするに過ぎなかつた。彼の言はんとするところはむしろ、專制國家の非合理的財政に對する自由放任主義の否定に反對して、近代國家財政の積極的合理的意義を説明し強調せんとするにあつた。従つてワグナーはもとより資本主義經濟そのものを否定せんとしたのでもなければ、所得及び財産の平等化を實現せんとした譯でもなかつた。彼の所謂「國家社會主義」は却つてかゝる急進的社會主義の「惡しき平等」を排撃するために力説せられたのである。ワグナーが指適する資本制經濟社會の重要な害悪とは、もとより「過大な利己心」であり余りに「甚だしき不平等」であつた。即ち、たとへ彼がいかに強制共同經濟組織、國家財政による私經濟組織、資本主義經濟の「修正」「補充」「代置」を強調したといつても、それは單に部分的たるに過ぎず、もとより機構全體の「否定」を意味するものではなかつたのである。彼自らも亦かゝる限界について明言してゐる「だがわれ／＼の關心事はこれより生ずる害悪と現在の不平等を出来るだけ緩和するにある。それはある程度までは可能である。……ひとはわれ／＼にそれを要望し得るが、しかしそれ以上を、またはそれ以下をも要望し得ない⁵⁾」。更にわれ／＼が注意しなければならぬことは、彼自ら「社會的財政政策」の主張がたとへ全面的ではないにしても當時既に容れられ、漸次實現せられつゝありとして居ることである。従つ

て彼が好んで掲げた「國家社會主義」的改革とか「社會政策的租税」といふ政策理念の内容は、實は當時獨逸のビスマルク的國家政策に具現せられてゐる程度のものに過ぎなかつたとも云ひ得るのである。否むしろワグナーが國家社會主義的改革なる名稱の下に、自由主義に對抗してその存在を擁護せんとした國有國營收入の如きは、プロシヤ國家に於ける封建時代の私經濟的收入の殘滓をすら含んでゐたと見られるのである。そして又、彼が社會政策的租税政策と稱した最低生活費の免税や、累進課税の必要も單に「資本集中の傾向が進展し貧富の懸隔が大となつた」當時の獨逸資本主義經濟に於いて、しかも膨張せる國家經費を調達せんがための必然的な純財政的要求を滿すべき課税方法たるに過ぎなかつたのである。従つてこれらの官業收入も累進税もすべて國家經費調達なる「純財政的」理由によるものであるにも拘らず、ワグナーはこれらに「社會政策的」なる形容詞を冠したのである。然らば何が故に彼がわざわざかゝる形容詞を選ばなければならなかつたかについては色々の理由が考へられるであらう。

先づ第一に財政現象に對する當時の無理解があげられる。たとへばワグナーと同じく新歴史學派に屬するシュモラーですら、租税理論の倫理化を企てた「租税學說の根本原理との關聯に於ける所得論」なる著書に於て、累進税を富者に對しては不當な負擔であり、「あらゆる所有者の剝奪」であり、勞働者に對しては「出產獎勵金に墮した租税」であると見た。従つてシュモラーに於てさへ「不道德であり不當であり」そして單なる「恣意」に過ぎないと見られた累進税を比例税に對して、理論的に基礎づけることがワグナーにとつて必要であつた。そしてそれを彼は從來の財政學から見出すことが出來ず、結局財政學の外から、即ち「純財政的」見地に對して「社會政策的」見地を持ちこまざるを得なかつたのであらう。ところが既に明らかにした如く、ワグナーの所謂「純財政的」見地とは、資本制經濟社會をそのまま「無條件に正當である」と見る極端な個人主義的放任主義的

見地であつた⁹⁾。従つてそれはむしろ國家財政に何等の意義も價值も認めない非財政的見地であつたのであり、彼の所謂「社會政策的」見地こそ却つて「純財政的」見地であつたと云ひ得るのである。

第二に當時の獨逸資本主義に於ける「社會問題」の發生である。即ち株式會社の濫立と投機の熱病的流行、それに伴ふ封建的舊中産階級の急速な没落と新興労働階級の反抗運動といふ如き「社會問題」の發生をめぐつて、そこに何等かの解決が求められねばならなかつた。恰もかゝる要求に應じて現れたのが、資本の自由主義と労働の社會主義との間を行く種々様々な「社會政策」思想の氾濫であつた。いはゞ當時の社會政策思想は獨逸の倫理的國家觀と社會問題とを結びつけた變動期に於ける一つの時代思潮であつた。従つてあらゆる問題はその當時これと何等かの關聯をもたずしては論じ得なかつたのである。殊にワグナーの如く資本制經濟社會(私經濟組織)の分配過程を國家權力(強制共同經濟組織)によつて修正することが唯一の社會政策であるとするものにとつては、國家財政こそは正に格好なる場所を提供するものであつた。かくして「所有者階級には幾分少く、労働者階級には幾分多くを！」¹⁰⁾と云ふワグナーの分配政策的社會政策は財政政策と必然的にそして自明的に結びつくものとされたのである。

何れにせよワグナーの試みた經濟社會の構造分析と、そこからひき出された國家財政の政策目的とが極めて恣意的に結びつけられて居り、しかもその具體的内容に至つては驚くほど妥協的實際的であつたことは否み得ないところであらう。そしてかゝる歸結に到着することもまた、資本主義經濟と國家財政との構造關聯に對するワグナーの余りに理念的、政策的な認識による當然の成行であつたと云ひ得やう。

以上によつて吾々は一應ワグナー構造理論の内容を明らかにし得たが、次に節をかへて更にシユタインの構造理論を檢討して見やう。

註 (1) (2) Wagner, Finanzwissenschaft, II, T., S. 381.

(3) Ders., a. a. O. S. 383. (4) Ders., a. a. O. S. 511—2.

(5) Ders., Rede über die soziale Frage. 1871, S. 38.

(6) 井藤半彌「財政學概論」一七五頁。

(7) (8) Schmoller, Die Lehrer von Einkommen in ihren Zusammenhang mit den Grundprinzipien der Steuerlehre. Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, Bd. 19, S. 79—89. 大河内一男「獨逸社會政策思想史」一〇七頁參照。

(9) Wagner, Fin. w., II, T., S. 383. 「純財政的もしくは國庫的ひよつとすると個人主義的とも呼ばれる」としてゐる。

(10) 大河内一男「獨逸社會政策思想史」二五六頁參照。

三

シュタイン財政學の特質が彼の龐大な國家科學體系の一部門としての財政學を研究せんとした處にあつたことは周知の如くである。¹⁾従つて彼の財政學研究の出發點が、何よりも失づ國家生活の理念的分析に求められたことは云ふまでもない。即ち國家と財政との構造關聯が先づ第一に問はれるのである。シュタインによれば、國家は決して單一な概念ではなく、二つの獨立の契機、即ち「國家性」と「市民性」とを含む。そしてこの「兩者の不斷の交互作用²⁾」こそは國家生活であるとされる。國家は市民社會を無視しては存在し得ないし、市民社會も亦國家を否定しては存在し得ない。「國家と市民とはたしかに決して同一であるわけではないが、しかし常に一方の機構と發展とは他のものの條件であると同時に實踐的充實となる³⁾」従つて「人格的國家の發展の程度はそのすべての個々の市民の發展の程度に於いて與へられる⁴⁾」と云ふ原則が國家行政の最高原理であるとされる。シュタインの所謂「有機的國家概念」とは、市民社會によつて支へられつゝ、しかも市民社會に仕へるものとして國家を把

へることを意味した。國家は何よりも先づ市民社會を充實させ發展せしむることによつてのみ、自らの充實と發展とを期待し得るとされるのである。しかし乍ら、かゝる國家概念それ自體としては、單に無限の發展に向つて努力する抽象的理想たるに過ぎない。従つてかゝる抽象的國家理念は市民社會に於ける現實生活の諸領域の中に入りこむことによつて具體化され現實化されなければならない。このやうな國家理念の現實生活への具體化が「國家行政」であり、外交・軍事・司法・内政・財政と五つの部門に分れるとされる。

ところでシュタインによれば、國家の現實生活に於ける如何なる發展も物質的條件なくしては不可能であり、かゝる條件は何よりも先づ經濟生活の諸要因に依存しなければならぬ。従つて國家のためにそして又國家行政全般のために物質的條件を調達することが「國家財政」の任務となる。しかし乍らもとよりかゝる國家財政の任務は單に一方的に國家のためにのみ行はれるのではない。それは飽くまでもシュタインの所謂「有機的國家」のために行はれるべきものである。換言すれば、財政は國家理念を經濟的基礎によつて現實化する過程として、何よりも先づ國家行政の一部門として規定せられる。従つて國家行政の一部門としての財政は、當然さきに述べた國家行政全般の最高原理に従はなければならない。即ち國家の經濟たる「財政」は市民の經濟たる個別的經濟を充實させ發展せしむることによつてのみ、自己の安定進歩を圖り得るとされるのである。かくして國家性と市民性と相互制約關係はそのまま、經濟生活の中に移され、國家財政と個別經濟との有機的關聯となる。即ち國家の經濟生活とその市民の個別的經濟生活とを調和せしむることが國家財政の至上命令となるのである。従つてこのことから國家財政は國民經濟を支配する法則を無視し得ないと云ふ當然の歸結が生れる。シュタインは言ふ「國家の經濟は經濟生活一般の高い形式であるにしても、なほその一形式に過ぎないから、少くともあらゆる經濟學一般の至高の法則に従はねばならない⁵⁾」。然らばその至高の經濟法則とは何であらうか。われわれは今や國家と財政の

問題から財政と經濟の問題に眼を移さなければならぬ。

シュタインによれば、國家經濟も一つの經濟である以上、「私經濟の概念及び諸法則が必ずしも國家經濟から全然排除され得るものでもなければ、また國家經濟が私經濟と必ずしも全然同一視され得るものでもない」とされる。然らば「經濟に於ける二つの基本形式」たる國家經濟と私經濟とは如何なる差別をもつといふのであらうか。彼によればまづ私經濟は「利益と剰余と何等かの資本を自己のために獲得し、しかもそれを自己のために利用し維持せんとする」⁷⁾。これに對して國家經濟は自己目的ではなく、國民の個別經濟の繁榮と發展を目的とし、しかも「この目的のために、共同社會が國家權力の處分に委ねた經濟的手段の行政による一切の個人の經濟的資本形成を究極の内容とする」⁸⁾。吾々はこゝでも國家財政がシュタインの所謂「有機的國家概念」の實現であることを知る。如何に彼が絶對專制國家とそれにもとづく國庫至上主義に反對してゐるかはこれによつても明らかであらう。彼は言ふ「國家が自己の經濟のためになす収入はすべて不當である。國民の總體的發展の諸條件のためになされざる如何なる支出も、國家にその經濟の管理を委ねた者の權利に對する壓制である」⁹⁾。かくして國家經濟に私經濟的自己目的の原理をもちこむことは嚴に戒むべきであるとされる。しかしこのやうに二つのものはその究極の原理に於いて、全く相異つてゐるにも拘らず、それらが再び一致せざるを得ないのは兩者は共に「經濟」であること云ふ點である。即ち經濟生活の究極の目的が自己であらうと第三者であらうと、それが「經濟」である限り、經濟の法則に従はなければならぬとされるのである。ところでシュタインによれば、經濟を支配する最高の原則とは、何よりも先づ「再生産」であり「資本形成」であり、結局において効用が費用より大でなければならぬといふ「經濟性の原則」なのである。彼は言ふ「如何なる經濟も國家經濟も、自己自身によつてその存在の條件を再び造り出し得ないならば存立することが出來ない」¹⁰⁾。

もとより吾々はこれらの經濟原則が個別經濟について語られることには何等の異論がない。しかしシュタインはこれらの經濟原則を國家財政の従ふべき原則であるとするのである。國家財政に於ける「再生産」、「資本形成」「經濟性の原則」とは一體如何なることを意味するであらうか。彼によれば國家財政は市民からとる收入と市民に與へる支出との關係であるとされる。従つてこれを市民の個別經濟の側から見るとすれば、その逆に國家の財政收入は個別經濟の支出であり、國家の行政支出は個別經濟にとつては何等かの收入である。シュタインは國家財政のための個別經濟のあらゆる支出、例へば租税は個別經濟の「生産費」の一部分であるとすらいつてゐる。かゝる意味で國家財政のための個別經濟の給付と、個別經濟のための國家財政の給付とは、「相互給付のそれ自體有機的な循環過程」となる。そしてかゝる循環過程の不斷の繼續が他ならぬ國家財政の再生産性なのである。かくして個別經濟が國家に支拂ふ財政收入の價値は、個別經濟に與へる財政支出の價値を超えてはならないとされる。何となれば、先づ第一に個別經濟にとつて國家財政のために支拂つた價値以下の財政支出が行はれるならば、それだけ個別經濟の一方的な支出が行はれ、個別經濟の再生産が妨げられるからである。第二に、國家財政にとつても價値のない行政支出によつて自己の收入の源泉たる個別經濟の再生産を妨げ、その資本形成力を失はしむるならば、それだけ收入が減退し國家財政そのものの再生産が不可能となる。即ち、國家財政にとつては個別經濟の再生産が財政收入をうみ出す源泉、即ち「資本」なのであるから、國家財政それ自體の資本形成もまた不可能となる、かくして個別經濟の再生産と資本形成を妨げる國家財政は、同じく自らの再生産と資本形成をも失ふに至るとされるのである。このやうなことが行はれるならば個別經濟も國家財政も共に衰滅の一路を辿ることは明らかである。「この世の如何なる權力といへどもこれを變更することは出來ない」……「星を支配する法則さへ國家生活の經濟的生理に關するこれらの法則以上に苛酷ではない」¹²⁾と彼は言つてゐる。

これを要するにシュタインは國家財政を個別經濟の再生産なる循環過程の中でとらへ、しかも兩者を「交互的再生産」といふ有機的な構造關聯において把握したのである。かくしてシュタインに於ては、國家と財政、財政と經濟との關聯が有機的な思想體系によつて内面的な統一をつくり上げてゐた。國民經濟・國家財政・國家行政なる三つの範疇は決して個々獨立のものではなく、相互に深い緊密な關聯をもつた統一體であるといふのがシュタインの強い信念であつた。そしてまたかゝる信念こそは、舊い官房學からラウが整理分類した三つの部門を、新しい國家科學體系のもとに綜合統一せんとする、シュタインの野心的な企圖をも裏付けてゐたのである。しかしながら果してかゝる信念とかゝる野心は十分な成功を獲ちえてゐたであらうか。それ自身極めて敬服すべき着眼ではあるにせよ、政治・財政・經濟の構造關聯を内面的な統一に於いて把へやうとするシュタインの試みは、果して理論的な破綻なくして行はれ得たであらうか。

シュタインによれば、租税は個別經濟によつて「生産」され、従つて個別經濟は國家財政の「資本」であるとされる。そして經費はかゝる「資本」を維持し増殖するために支出され、それによつて財政の「再生産」「資本形成」が可能となると説いてゐる。しかしそれらの言葉は單なる比喩以上の何ものかを意味してゐるのであらうか。勿論彼が國家財政を國民經濟の再生産過程に關聯せしめたことは高く評價しなければならぬにしても、國家財政それ自體までを「租税」の、言葉の嚴密な意味での再生産過程として把へ得るであらうか。そしてまた、國家財政のための個別經濟の給付の價值(費用)は、個別經濟のための國家財政の給付の價值(効用)より大であつてはならないと云ふとき、これら二つの價值は果して理論的に比較し得るのであらうか。これらの疑問はシュタインの國家財政の「再生産性理論」にとつて殆んど致命的であるやうに思はれる。何となれば彼は「財政經濟に於ける支出の生産的價值は國家が獲得する貨幣單位では表現され得ない¹³⁾」ことを認めてゐるからである。彼

によれば、國家財政に於ける再生産や經濟性の効果は、結局のところ私經濟の無限の多様性を含み、現在のみならず未來をも考慮にいたれた極めて廣汎かつ漠然たる「全國民の租稅能力」に依存してゐるといふのである。従つて國民經濟の全體と未來を含む「租稅能力」に對する國家財政の「經濟的」原理は純經濟的には把握し得ざるものであり、結局のところ政治家的理念によつてのみ判斷され得るとシュタインは述べてゐる。そして彼はこゝではむしろ狹隘な純經濟的見解に對する偉大な政治家的見解の必要を説いてゐるのである。以上によつて吾々は國家財政を經濟學的概念によつて統一的に把握せんとするシュタインの試みが、結局に於いて一つの比喩もしくは説明に過ぎなかつたことを知るであらう。

彼の財政學を非難してフオツケは次の如く言つてゐる「シュタインは資本形成並びにその諸要素に關する純粹な經濟概念の上に租稅體系を組立てた。この際は國家經濟の目的、従つて國家の目的を一般に資本形成に限定したのであつたが、この前提はありにもせますぎる¹⁵⁾。しかしシュタインがその財政學の中で用ひた經濟概念はフオツケの非難するほど純粹なものではなかつた。何となれば物質的經濟的要素はシュタインに於いては、國家理念の現實化のための素材として、或ひは市民の人格的自由の發展のための不可缺の條件として把へられてゐたからである。¹⁶⁾「財貨」は個々の「人格」の發展のために獲得され生産されるものとして把へられ、そして「資本」もまた單に土地、貨幣の如き物的資本のみならず、勞働力や技術の如き人的資本をも含んでゐたのである。従つてシュタインの財政理論を指して直ちに「純經濟的」「貨殖論的」「非倫理的」であるとするとする批判は、彼の經濟概念のもつこのやうな理念的人格的規定を看過するものであると云はなければならぬ。かくして何よりも先づ「國家科學」の基礎の上に樹立されたシュタイン財政學の構造理論は、既に述べたやうな多くの矛盾や曖昧さをもつにせよ、「國家經濟」をなんらかの超越的理念的な政策主體として規定し構想することなく、「私經濟」の再生産的

循環過程に内在し、それによつて制約せられるものとして把握したのである。

- (1) 井藤半彌「財政學概論」九頁、四一五頁參照。博士はシュタイン財政學を特に「國家科學學派」と名づけられ、一つの獨立學派であるとせられてゐる。
- (2) Lorenz von Stein, Lehrbuch der Finanzwissenschaft, 5. Aufl., I. T., S. 5. 神戸正一譯「財政學序説」七頁。
- (3) Ders., a. a. O. S. 8. 邦譯十頁。(4) Ders., a. a. O. S. 21. 邦譯三一頁。
- (5) Ders., a. a. O. S. 23. 邦譯三〇頁。(6) Ders., a. a. O. S. 177. 邦譯二二九頁。
- (7) Ders., a. a. O. S. 178. 邦譯二二九頁。(8) Ders., a. a. O. S. 179. 邦譯二二九頁。
- (10) Ders., a. a. O. S. 23. 邦譯三〇頁。(11) Ders., a. a. O. S. 27. 邦譯三五頁。
- (13) Ders., a. a. O. S. 181. 邦譯三三四頁。(14) Ders., a. a. O. S. 182. 邦譯三三五頁。
- (15) Wilhelm Vocke, Abgaben, Auflegung und Steuern, S. 54.
- (16) Stein, Der Begriff der Gesellschaft und die soziale Geschichte der französischen Revolution bis zum 1830. S. 17.

四

ところで以上の敘述によつて明らかにせられた如きシュタインの立場に於ては、ワグナーの社會政策的財政が容認し難きものであるとせられたのは當然の成行であつた。シュタインの社會政策的財政もしくは國家社會主義的財政に對する批判は、先づ第一にその財政支出の面に向けられる。彼によれば、財政收入によつて獲得された手段を、無産階級の精神的並びに經濟的向上の促進のために使用すると云ふことは、「財政學には何の關係もない全く異つた領域」¹⁾即ち「社會行政」の領域であつて「財務行政」の問題ではないとされる。従つて少くとも財政支出に關する限り社會政策的財政なる概念は「無意味」であり、「社會行政」と「財務行政」との二つの範疇の直接の混同によつて生じたものであるとされる。そしてこの場合、財政とはかゝる新しき社會行政（社會政策）を

實現せしむるための經濟的手段を提供するに過ぎず、従つてまた財政収入が提供し得る限界内に於てのみ、かゝる社會行政が行はれ得るに過ぎない。然るに社會行政の種々なる要求は、それ自體としては無制限な要求であり理想であるが故に、純粹財政學はかゝる無限な要求に對してその實現可能の越えるべからざる限界を明確に主張すべきであるとされる。

次にシュタインの批判は財政収入の面に向けられ、これこそは國家財政の原理に對する社會政策及び國家社會主義の本來の意味での登場であり侵入であるとされる。何となれば「社會的租稅制度」においては、租稅收入の手段そのものを以て直接「社會的階級行政」を實現せんとするからである。即ち「社會的租稅制度」は勞働者階級の負擔を減免（間接稅の廢止）すると共に、他方有產者階級の負擔を加重（直接稅の引上資本課稅）することによつて經濟社會に於ける財貨分配の差異を平準化せんとするものであると見るのである。然るにシュタインによれば租稅はかの再生産性の理論によつて、個別經濟に於ける資本を形成し、再生産を續行せしむるもの、即ち所得によつてのみ可能とせられる。従つてかゝる租稅の目的やその收入の用途が何であらうと、資本それ自體を直接蠶食することはもちろん、所得の資本形成を不可能ならしめるが如き課稅であるならば、結局「租稅によつて租稅それ自身の源泉を根絶する」ことになるのである。かくしてこゝでも純粹財政學は社會政策的課稅に對してかゝる課稅が所得の資本形成力を奪ふが如き限界を決して犯してはならないと無條件に主張せざるを得ないとせられる。以上によつて期らかな如く、社會政策的財政の支出における限界も結局、財政収入の限界に歸着するのであり、かゝる限界をシュタインは他ならぬ所得の資本形成力に求めたのである。そして外部からの種々なる政策的要求に對してかゝる限界を検討し明示することこそ財政學本來の任務であると結論するのである。

「社會的財政制度の諸要素を將來の重要な問題として」³⁾認めつゝもなほ、シュタインの主張してやまなかつた

ものは、彼のいはゆる「立憲的財政制度」に他ならなかつた。然らばそれは一體如何なる意味をもつといはれたのであらうか。シュタインによれば「あらゆる時代のあらゆる社會秩序並びに社會運動は二つの大きな要素に基いて居り、これらの要素こそ何よりも先づ財政制度の性格を支配するものである」。そしてその第一の要素は財貨分配に於ける權力的「支配」と社會及び法律に於ける階級的「不平等」であり、第二の要素はこれに反して財貨分配に於ける人格的「自由」と社會的法律的「平等」であるとされる。然るに第一の原理によれば、國家財政は支配階級のみによつて決定され、そこにはなんらの法律も責任もなく、収入は被支配階級に對する殆んど無制限な搾取となり支出は單に支配階級の利益のためにのみ行はれる。これに對して第二の原理によれば、國家の收支は國民代表によつて決定され、財政法と公共的責任にもとづき、収入は各人の經濟的能力に應じて行はれ、支出による「給付の總體はすべての者に共同に歸屬する」。かくしてこの第二の原理による國家財政こそ、彼のいふ立憲的財政制度なのである。かゝる財政制度によつて始めてあらゆる支配階級の特殊利害から超越し獨立した「國家權力の原理」と、あらゆる市民が平等に國家行政の給付を受けつゝ、しかもそれらの能力に應じて不平等に國家行政の負擔に應ぜんとする「自由社會の原理」とが結合せられ得る。換言すれば、國家財政を支配階級の利益のみを圖らんとする權力的搾取の手段たるの地位から解放し、市民社會に於ける人格的自由の發展にもとづいた經濟的原則の上に確立すべきであると云ふのがシュタインの國家財政に對する根本的見解であつた。これを要するにシュタインの「立憲的財政制度」とは、いはば封建的財政制度とでも名づくべきものに對立する概念であつた。國家財政は今や漸やくそのやうな過去の權力的財政制度から離脱し始めたのであり、シュタインのいはゆる「産業社會」の自主的發展のなかで客觀化され、自己本來の職能にめざめつゝあると云ふのが彼の國家財政に對する時代認識であると共に本質認識でもあつた。

従つてワグナーの如く國家財政を市民的經濟社會の發展に附隨する幣害への主觀的權力による強制的な矯正手段と見ることは、國家財政をむしろ過去へ逆轉せしむるのみならず、その本質を逸脱した見解であるとせられたのである。シュタインは言つてゐる「しかしこのやうな場合には租税そのものが全くその本性を失ひ、權力の組織となつて了ふ。そしてそこではもはや人格の自由な發展の理念ではなく階級闘争の權力關係がすべてを決定する。かくして租税制度は不可避免的にその最初の時代、即ち上流階級による下層階級の搾取にせよ、下層階級による上流階級の搾取にせよ、とにかく支配階級による被支配階級への課税即ち搾取の時代に逆戻りするのである」。しかも無産者の多數が政治的權力を握り、國家財政を左右するに至るのはもはや「單なる時期の問題」であるに過ぎない。もしかゝる時期が到來するならば國家財政は資本主義經濟の本質的條件たる再生産や資本形成に顧慮することなく、單に無産者の目前の欲求の權力的充足の手段となつて了ふ危険が多いのである。そしてこれが現代國家財政の直面する危険であるとされる。もとより國家社會主義も社會政策もそのものとしては極めて正しい。たゞしかし、それを讚美し強調する余り、その限界を見失ひ、財政本來の職能を忘れてはならない。財政學の任務は政策綱領を並べたててることにあるのではなくして、むしろそのやうな種々なる政策實現の手段として國家財政が利用される場合、國家財政としてはどこまでが可能で、どこから不可能かと云ふ限界を明確に示すことにある。これがシュタインの所謂「純粹財政學」の根本の趣旨であつた。

既にわれ／＼の明らかにした如く、ワグナーの社會政策的財政なるものの内容は、シュタインの怖れてゐるやうな極端な危険なものではなかつた。むしろ悪くいへば下からの社會運動を抑へんがために、現實の國家財政を進歩的な社會政策的改良の美辭麗句で飾り立てんとする極めて官僚的保守的な半面をすらもつてゐたと云へないこともない。しかもワグナーは財政學それ自體の内容に於いては、必ずしも社會政策のみに固執した譯ではなか

つた。たとへば租税原則を現實の租税制度に適用せんとする段になると、公正なる租税配分の原則、即ち社會政策的原則は財政政策上の原則並に國民經濟上の原則について、第三の順位にあるに過ぎないとされる。即ち「租税制度の構成は必ず先づ財政政策並びに國民經濟の原則によつて行はれ、その規準によつて整理せられた後、始めて公正の原則が適用せられる」と云ふのである。

更にまたワグナーは社會政策的課税が資本形成を阻害すると云ふ非難に對しては「資本の二重概念」を知らざる「財政學者の宿命的な缺陷」であると逆襲する。そしてかゝる非難が「たとへ個別經濟的財産にとつては適中してゐるとしても、しかしそれは全くの誤りである。何となればかゝる租税は必ずしも個別資本と共に國民資本もまた同じく減少せしめるものではなく、場合によつては、直接もしくは間接に（私有財産）權を國民財産の部分として他の經濟的法的主体に移轉するに過ぎないからである」といふ¹¹⁾。然るにやはり現實の租税制度の問題になると、「大抵の場合個人經濟的生産利害と國民經濟的生産利害とは一致する」¹²⁾が故に、個別經濟的利害のために財政的考慮を拂ふことが必要であると云つてゐる。このやうにワグナーがつねに回避せんとしたものは極端な純理主義であつた。殊に租税制度の改革の如きは、單に學者の理論のみを過重視してはならないとして、カナルの「舊税はすべて良く新税はすべて悪い」といふ命題すら一面の眞理をもつてゐるとするのである¹³⁾。そこにわれ／＼はワグナーが政策的理念的な性格と同時に、極めて實際的妥協的であり、そしてしば／＼保守的でさへもあらうといふ半面を見出すのである。

しかるにシュタインはなぜそのやうな妥協的保守的な國家社會主義的財政政策を危險視したものであらうか。それはもとよりワグナーが言つてゐるやうに「シュタインは他人の思考過程の中に入つてものを考へるといふ能力に極めて缺けてゐた」¹⁴⁾ためでもあらう。しかしシュタインがあつたやうに社會政策思想の氾濫してゐた時代に「時代後れ」だといはれながらもひとり立憲的財

制政度を強調し、純粹財政學の任務を力説したのは、そこに何か他のものと深い理由があつたやうに考へられる。自らの眼をもつて大革命以後のフランスの激動的な政治社會情勢をつぶさに觀察し、當時の著名な社會主義の思想家や社會運動指導者たちに親しく交友までしたシュタインを單に「時代後れ」とか「頑迷固陋」といつて片附け去ることは餘りに短見であると云はねばならない。否むしるその故にこそ、彼は國家財政の固有の領域や職能について一般の注意を喚起せんと試みたとすら見られるのである。ヘーゲルの國家哲學に傾例してゐた若きシュタインが、大革命から一八四八年に至るフランスの社會情勢のなかに見たものは何であつたらうか。それはヘーゲルのいふやうな「國家理念は決して現實の國家には現れない」¹⁵⁾といふことであり、現實の國家秩序に於てはたとへ如何なる階級が支配を握らうとも、つねに「社會の支配階級は自己の利益のために國家權力を占有せんと欲する」¹⁶⁾といふ否定し難き事實であつた。フランス革命を中心とした餘りにも極端な進歩と反動とがたえず交錯し動搖する時代を目撃したシュタインにとつて、國家權力の濫用こそあらゆる禍害と革命の究極の原因であるとされたのである。そして國家財政もまたかゝる濫用の弊害から免れてゐたわけではなかつた。否むしるそれは國家權力を主軸とする經濟であるだけに恣意的なマキヤベリズムに陥るといふ危険を多分に含んでゐた。もとよりアンシャンレジームに於ける絶對王制と封建貴族による「租税制度の恣意と暴虐」¹⁷⁾がさうであつたし、そしてまた激昂せる農民運動によつて支へられた革命政府による租税制度、即ち下層階級の急激な負擔輕減と共に地主階級への餘りにも高率な地租もまたさうであつた。アーサーヤングは當時のフランス財政が無産者及び貧農大衆の餘りにも過激な感情によつて左右された爲に、課税權はつひに財産の收奪權となり、高率地租の負擔は新興農業企業家の耕作技術もしくは經營方法の改善や土地改良をすら抑壓し、農業生産力の發展を著しく阻害してゐることを指適してゐる。¹⁸⁾シュタインも亦無産階級が國家財政を單なる多數決によつて決定する場合「無分別だと云ふわけではなく自ら資本をもたず、資本形成の諸條件をも自ら判斷する能力をもたざるために」¹⁹⁾極めて大きな危険にさらされると云つてゐる。このやうな革命前後のフランス財政の混亂を熟知してゐたシュタインが、國家財政をあらゆる權力主義と「個人的恣意から防衛する」²⁰⁾ところ、何よりも先づ財政本來の立場でなければならぬといふ信念をいだくに至つたことは想像に難くないところである。社會の支配階級が國家權力を自己の利益のために隷屬せしめんとするが故に（憲政の法則）、國家權力のはかゝる利益による支配を破碎し、あらゆる市民の利益を調和的に發展せしむべきである（行政の法則）としたのである。²¹⁾國家財政が何よりも先づ國家行政

の一部門であるとするシュタインの主張の背後にはかゝる社會學的認識があつたことを見逃してはならない。従つて彼は國家財政をめぐる社會的現實についてのかゝる體驗も認識もたざるワグナーが財政學のなかでさかんに社會政策をふり廻すのを見て、「社會時代」に於ける國家財政それ自體の危機に對して餘りに無思慮であると難ぜずにはゐられなかつたのであらう。然るにワグナーはシュタインを評して「市民時代を超えては何等の正しい進歩を見せてゐないために課税に於いて現れつゝある社會的契機について正しい觀察をしながらも、何等の結論に到達してゐない」と非難してゐる。必ずしもかゝるワグナーの批判が當らないことはこゝに更めて説くには及ばないであらう。「社會的契機」についてどちらがより深い洞察をしてゐたかは問はないとしても、シュタインが「社會時代」の出現を目撃し、そこからワグナーとは違つた彼自らの結論に到達してゐたことだけは認めざるを得ない。即ち、社會時代の觀察から、ワグナーは租税負擔の配分による「公正」即ち社會政策的課税の結論をひき出したとすれば、シュタインは「産業社會」の經濟法則に順應する國家財政こそ「公正」の實現であると見たのである。

註 (1) Stein, Finanzwissenschaft. I T., S. 153. 邦譯一九八頁。

(2) Ders., a. a. O. S. 158. 邦譯二〇四頁。(3) Ders., a. a. O. S. 106. 邦譯一三五頁。

(4) (5) Ders., a. a. O. S. 104. 邦譯一三二頁。

(6) Stein, Die Industrielle Gesellschaft, Der Sozialismus und Kapitalismus Frankreich von 1830 bis 1848.

(7) Ders., Fin. w., I T., S. 150. 邦譯一九四頁。

(8) Ders., Fin. w., II T., S. 485.

(9) (10) (11) Ders., a. a. O. S. 318—9. (12) Ders., a. a. O. S. 485—4.

(13) Ders., a. a. O. S. 303. 邦譯四二九頁。

(14) Ders., a. a. O. S. 10. Vgl., Carl Menger, Lorenz von Stein. Jahrbüchen für Nationalökonomie und Statistik. III. Fg.

Bd. I. 1891. S. 201. Franz Meisel, Geschichte der deutschen Finanzwissenschaft in 19. Jahrhundert bis zur gegenwart

im Handbuch der Finanzwissenschaft, I Bd., S. 271.

(15) Stein, Der Begriff der Gesellschaft, S. 51.

(16) Ders., a. a. O. S. 49—50.

(17) Ders., Fin. w., S. 128.

- (18) Arthur Youngs, *Travel in France, 1787—1789.* (Everyman's Library) P. 358—360. 島恭彦「近世租税思想史」三八七頁参照。
- (19) Stein, *Fin. w.*, S. 159. (20) Ders., a. a. O. S. 29.
- (21) Ders., *System der Staatswissenschaft*, II. 33. 但し Grünfeld, Lorenz von Stein und die Gesellschaftslehre, S. 37 以下。
- (22) Wagner, *Fin. w.*, II. T. S. 10.

五

ワグナーもシュタインも共に國家財政と資本制經濟とを經濟生活の基本的な二つの異つた形式もしくは組織であることを認めてゐた。もとより財政現象を研究する以上、それがどのやうな立場からであるにせよ、資本主義的經濟組織とは何らか異つた原理による經濟組織としての國家財政を前提としなければならぬ。しかしワグナーとシュタインとはかゝる構造把握の問題に於いて、その出發點からして全く異つてゐたと云へやう。ワグナーは經濟行爲の心理的動機の分折から始め、シュタインは何よりも先づ國家生活の有機的概念の規定をその研究の出發點とした。かくしてワグナーにおいては「私經濟組織」は利己的動機にもとづき、經濟的原理の嚴密な規定を受け、そして何よりも先づ重大な「害惡」をもつものであるとせられた。然るに「強制共同經濟組織」は共同利益、社會規範、國家權力によつて特徴づけられ、そしてその主なる機能は私經濟の害惡を修正することであるとするのである。これに反してシュタインに於いては「私經濟」と「國家經濟」の相異は單に自己目的(利己目的ではない)か否かと云ふ點に求められたに過ぎず、兩者はその目的の相違にも拘らず、經濟生活であるといふ云ふ點では全く共通である。従つて私經濟のみならず、國家經濟もまた經濟的法則によつて支配せられ、國家經濟の機能はむしろ私經濟の繁榮を維持し、助長することにあるとせられた。換言すれば、ワグナーにあつては、私

經濟組織の上から私經濟的原理とは全く異つた政治的原理にもとづいて、私經濟に向つて「働きかけるもの」としての、國家財政が強調せられてゐた。然るにシュタインにあつては、むしろ私經濟と共に同じ經濟性の原則のもとに私經濟によつて「支へられるもの」としての國家財政が把握せられたのである。もとよりシュタインに於いても「働きかけるもの」としての國家財政が把へられてゐなかつた譯ではない。たゞ彼の場合は、あくまでも私經濟によつて構成せられる國民經濟の再生産の循環過程のなかでその資本形成を阻害せざる限界内に於て否むしろそれを振興せんとする目的を以て、國家財政が私經濟に働きかけるのである。従つて同じく經濟的原理と云つても、シュタインの場合は「生産」が、ワグナーの場合はむしろ「分配」が何よりも先づ考へられてゐた。かくしてワグナーにあつては所得及び資本の私經濟的分配過程の修正、即ち分配政策即ち社會政策が國家財政の重要な課題であるとせられた。これに對してシュタインにあつては、私經濟に於ける所得及び資本の循環的再生産の維持擴大、強いて云へば生産政策が國家財政の第一の任務であり、それなくしては國家財政は存立し得ないとされたのである。そしてかゝる立場の對照的な相異こそは、一方は社會政策的財政の必要を力説し、他方はその可能性を検討し限界を強調すると云ふやうな對立を招いたのであらう。

ワグナーは市民的經濟社會の現實を分析することから始めながらも、むしろそれを超えた國家による社會政策の強調にはしつたとすれば、シュタインは國家理念の分析から出發しながらも、結局市民的經濟社會の現實を支配する原則に順應したと云へるかも知れない。しかし既にわれ／＼の見たごとくワグナーに於ける經濟社會の現實的分析はもと／＼一つの價值判斷を含んでゐたのに對して、シュタインに於ける國家理念はそれ自體既に市民的經濟社會の現實を内藏し前提としてゐたのである。ワグナーはシュタインの財政學を評して次の如く言つてゐる。「シュタイン獨特の傾向は、結局憲法や行政の一部門としての財政法や租稅法のみを前景に押し出すといふ結

果になつてゐる。しかし私見によれば、このやうな傾向は問題の財政學的及び經濟學的解決を全く排除して了ふことになり易い¹⁾。なるほどワグナーのいふやうにシュタインは國家と財政との關聯に於いて、財政を何よりも先づ國家行政の一部門として把握した。然しそれは既にあれ／＼の指適した如く、國家財政にまはりつく權力的要素に對する深い洞察、即ち社會學的現實認識を前提とし、それらを國家財政から排除せんとする意圖の表現に他ならなかつた。そしてシュタイン財政學の實質的な内容はむしろ餘りに經濟學的であり過ぎたとさへ見られるのである。しかしそれはもとよりワグナーのいふやうな意味での「經濟學的」ではなかつた。たとへばシュタインの租稅轉嫁論の如きは、ワグナーの分析的なそれと比べて餘りに漠然とし、包括的であつたためにワグナーやファルクによつて「大きな錯誤以外の何ものでもない²⁾」として貶された。しかしそれにも拘らず、經費支出の効果を租稅負擔の問題に結びつけたことはワグナーとは別の意味で經濟的な卓見であつたと云へないことはな³⁾い。

何れにせよシュタインとワグナーの構造理論に於ける對照的な相違は、何よりも先づ資本主義經濟に對する認識態度にあり、そしてそこからひき出された國家財政の機能に對する見解の相違にあつた。ワグナーはいつてゐる「我々の根本的な相違は國民經濟及びその基礎たる法への解釋の中にある。……彼はその國民經濟理論に於いて未だなほ今日の國民經濟とその私法制度の理解にもとづく不可避的な學說をつくり上げるに至つてゐない。……彼に於いてもなほ、國民經濟は餘りに私經濟組織に同化し過ぎて居り、私有財産的社會的階級秩序がなほ多分に絶對的なものとされてゐる⁴⁾」。確かにワグナーの言ふやうに、シュタインは自らの經濟學を理論的に探究し建設するといふことはしなかつた。そしてまたシュタインは資本制經濟社會を究極的には肯定してゐた。しかし彼が當時の國民經濟や法律制度も理解せず、いはゆる「私經濟的」見地にのみ止つてゐたといふのはあたらな⁵⁾い。

資本主義經濟に對する認識態度がワグナーとは全く異つてゐたと云ふに過ぎない。

ワグナーが資本主義經濟の急激な發展に附隨し、もしくははその結果として現れた分配過程に於ける弊害、即ち「社會問題」の中に經濟社會を見たのに對して、シュタインはそのやうな社會問題はむしろあらゆる社會體制に通用なものであり、産業資本の生産力こそは今までの如何なる社會にも見出されなかつた資本主義社會の特質であると思つたのである。ワグナーが「社會的財政政策」の對象とした資本主義社會の弊害とは、既に明らかにされた如く産業資本の蓄積過程に現れた近代的大資本と封建的中小資本の對立であつた。そして國家財政はかゝる資本主義社會の自由な「交換から生ずる分配に於ける冷酷、不當、過大の好運をば調整」すべきであり、資本階級に於ける「過大な富の蓄積を故意に抑壓」すべきであるとした。しかしシュタインもまた「産業社會」に於ける「資本と勞働とがその調和を失ひ營利にもとづく社會の二つの大きな階級の間には矛盾が発生する」ことを認め、これらの「階級分裂と共に出現する隷屬の新しい形態」について極めて鋭い分析を行つてゐるのである。

しかし「産業社會」に於ける資本の支配と同時に多くの社會的矛盾が現れたとしても、それらは決して資本それ自體の必然的な結果ではないとされる。従つて新しき隷屬を打開する道は「封建社會」の壓迫から戦ひとつた資本それ自體を否定することにあるのではなく、具體的自由の條件としての資本への努力にあるといふのである。シュタインは言ふ「資本はあるものには自由と幸福を興へ、他のものには隷屬と貧困とをもたらす……しかしこのやうな作用をおこしこのやうな矛盾を生ぜしむるものは資本それ自體であらうか。決してさうではない。資本そのものの概念は聰明な不斷の努力の必然的な所産であると同時に、あらゆる産業的發展の絶對的前提である。……資本それ自體はあらゆる具體的自由の敵でないばかりではなく却つてその條件である」。

われわれは餘りにワグナーとシュタインの對照的相異を強調し過ぎたかも知れない。しかしまたわれわれが指

適した如く、その外見上の相異や論争上の對立にも拘らず、夫々の學說内容は必ずしも全く相容れないといふ譯ではなかつた。シュタインも「所得の資本形成力を根絶しない限り」⁹⁾社會政策的財政の必要を認めてゐたし、ワグナーもまたそれが個別資本でない限り、シュタインの資本形成及び再生産の理論を是認してゐた。¹⁰⁾たゞ兩者の方法、體系、そして論旨の力點におきどころに對照的な相異が見られたに過ぎないのである。かくして吾々は最後に結論として、兩者の體系の何れがより正しいかといふ妥當性の問題について吟味して見やう。

この問題については少くも三つの觀點から考察されなければならない。先づ第一に社會觀もしくは財政觀の問題である。この點に關しては、ワグナーもシュタインも共に有機的社會觀をとり、國家財政の倫理的價値を認めてゐた。たゞ個人と全體との間にそして國家財政と個別經濟との間に、ワグナーは矛盾をシュタインは調和をより多く見てゐたに過ぎない。従つてその限りに於いてワグナーがより統制主義的であるととも云ひ得るが、これは單に程度の差に過ぎずこゝでは兩者の妥當性は殆んど問題にならないと云つてもよい。第二は論理的構成の問題であるが、これについて既に若干指適して來たところである。もとより兩者ともに種々なる矛盾や破綻を犯してゐた。しかしワグナーは「社會政策」的見地の上に自己の財政學稅の全體系を樹立せんとしたがために、極めて政策的であると同時に實際的妥協的でもあつた。これに比べてシュタインは「國家科學」の一部門としての財政學を建設せんとする體系的意圖をもつてゐただけに、そしてまた歴史的社會學的規定認識に於いてより深い、もしくはより廣い洞察を行つてゐただけに、論理的構成においてはワグナーより整つてゐたと云ひ得やう。シュタインにも財政に關する煩瑣なる法的行政的敘述が含まれてはゐたが、たとへば國家財政(財務行政)と社會政策(社會行政)及び經濟政策(經濟行政)との緊密な關係を認めながらも、これらを純粹財政學の範疇から除外した點は方法論的にも一つの卓見であつた。これに比べてワグナーに於いては、租稅それ自體に社會政策目的を規

定したことは勿論、會計事務の手續や官公企業の經營法や官吏の俸給制度までが財政學として論じられて居り、餘りに方法論的自覺に乏しく官房學的な夾雜物が多過ぎたと云はなければならぬ。

第三は歴史的妥當性の問題であり學說の價值を決定する意味に於いては、前二者よりも遙かに大きな重要性をもつてゐる。この問題はいふまでもなく、十九世紀に於ける獨逸經濟の歴史的段階に於いて、何れの財政理論及び政策がより多くの妥當性を主張し得るかと云ふ問題である。既に明らかにされた如く、ワグナーに於いては大資本の抑壓による分配の修正に、シュタインに於いては資本の蓄積による生産力の發展に重點がおかれてゐた。ところで十九世紀の獨逸經濟が直面した問題は、いふまでもなく農業國としての獨逸が先進資本主義國たる英國の經濟的支配から獨立し對抗せんがために自らを急速に工業化することであつた。かゝる急激な工業化の要求を滿すために十八世紀の貴族的封建的な資産ではなく十九世紀の市民的「資本」が必要とされた。しかもマイヤーがいふ如く、「工業化の進行は餘りにも急激であつた爲に、それまでの蓄積利潤をもつてしては充足し切れない程の資本需要を引き起した¹¹⁾」。かゝる老大な需要を滿すための資本蓄積は、當時の獨逸にとつては殆んど絶對的な要請であつたと云へよう。何となれば十九世紀初頭に於て、先進英國の産業資本は獨逸の國內市場を壓倒的に支配し獨逸の脆弱な産業資本は潰滅に瀕せざるを得ない状態に置かれてゐたからである。従つて「孤立國家」でない限りかゝる競争によつて壓殺されざらんがため、そして又増大し行く人口量を扶養せんがために、自國資本の育成蓄積を圖り、生産力の發展に没頭しなければならなかつた。かくして産業資本の巨大な蓄積は技術的進歩と共に十九世紀中葉以降の獨逸經濟を驚異的に躍進せしめ、原料輸出、工業製品輸入國から一躍原料輸入、工業製品輸出國に轉化せしめたのである。十九世紀の獨逸經濟に繁榮を齊らし、それを支配した「産業資本」は前世紀の商業的營利資本に於いては夢想だにされなかつた程の高度の生産性をもつ、いはゞ「發展の原動力¹²⁾」であつたので

ある。そこに吾々は十九世紀に於ける獨逸資本主義の輝かしき一面を見出すのであるが、しかしそれと同時にもう一つの重要な一面、即ち前古未曾有の巨大資本の形成と共に、労働者大衆の生産手段からの隔絶を看過してはならない。即ち機械生産への移行に伴ふ手工業者の没落、失業者の氾濫、そして「飢餓賃銀」等の深刻な社会不安の犠牲によつてかゝる獨逸經濟の發展がもたらされたのである。

シュタインの強調したものは前者であり、ワグナーの力説したものは後者であつた。即ちシュタインは「産業社会」の段階における新しき隷屬の事實を認めながらも、そのために資本形成そのものまでを阻害するならば「産業社会」は衰滅せざるを得ないことを強調したのである。これは確かに經濟社会の新たな「段階」の歴史的性質に對するシュタインの並々ならぬ認識の深さを物語るものである。そして又租税の價值を經費の價值より大ならしめることによつて、即ち經濟性の原則によつて國家財政を「産業社会」に於ける生産性の向上と結びつけた點も、極めて素朴な表現ではあるが、すぐれた示唆を含むものと云ひ得る。更に國家財政が何よりも先づかゝる資本主義經濟を不可避的な前提とすることを指適し、社会政策的課税の限界を強調した點も亦、その「構造」認識がすぐれて現實的であつたことを示してゐる。しかしワグナーはこれらの點に於いて餘りに政策的であつたために、多くの缺陷をもつてゐたことは既に吾々が屢々指適したところである。大資本の蓄積を單に營利資本もしくは「過大」資本と見做し、その歴史的性質としての生産性を餘り認めず、むしろ超經濟的な公正觀によつてもしくはユンカー的な保守的感情をもつて「抑壓」せんとしたところなどはそれである。

しかし當時の産業資本による急激な經濟的發展の結果發生した犠牲は餘りにも深刻であり、何らかの方法で救助されなければならなかつた。もとよりそれは産業資本に期待し得るものではなく、國家によるか、もしくは労働者自らの組織によつて行はれなければならなかつた。殊に後進國獨逸に於いては、國家による上からの救助が

必要とされ、財政支出による社會政策が時代の課題であつたと云ひ得る。従つてワグナーが誰よりも先づ國家財政と社會政策との關聯を大膽に強調したことは、彼の直觀的な時代感覺を現すものであり、殊に個別資本と國民資本、個人價値と社會價値との差異を指適し、租税と經費による所得移轉の體系としての國家財政を把へた點などは極めて鋭い着眼であつたと云はなければならぬ。たゞそれが十分な理論的基礎を缺いて居り、殊に資本主義經濟の骨格としての生産機構に觸れるところがなく、その財政的、經濟的可能性と限界に對する明確な認識をもたなかつた爲に、單なる着眼と恣意的な政策に畢つたのである。

シュタインもワグナーも共に、その理論や分析の貧困さに於いて、また政策の現實的裏附けの薄弱さに於いて、とうてい今日の理論水準による批判には堪え得ないものであらう。そして又近代財政學の成立期に於ける資本主義經濟と今日のそれとは全く異つた局面にあることも、看過してはならない事實であらう。しかしそれにも拘らず、歴史の轉換期と動搖の時代であつただけに、資本主義經濟と國家財政との「構造」關聯及び「段階」發展に關する根本的な問題が、全く對照的な態度と方法に於いて提起せられてゐるのを見出すのである。今日統制經濟の進展と共に、國家財政が、租税、公債、補助金、社會政策費等の諸方策を通じて、經濟政策、社會政策の要具として資本主義經濟の矛盾を調整しつゝあることは既に一つの歴史的事實である。然しそこには極めて多くの矛盾や問題が含まれてゐることも亦否定し得ない現實なのである。かくして吾々はシュタインやワグナーの構造理論並びに段階理論から今日もなほ多くのものを學び得ると云つても決して過言ではないであらう。

(昭廿一・二・廿稿)

註 (1) Wagner, Fin. w., II, T., S. 10.

(2) Falck, Kritische Rckblicke auf die Entwicklung der Lehre von der Steuerüberwälzung seit Ad. Smith, S. 145 ff.

↳ Wagner, Fin. w., II, T., S. 336 の引用に據る。

- (3) Wagner, Fin. w., S. 200.
- (4) Ders., Finanzwissenschaft und Staatssozialismus, S. 118.
- (5) Ders., a. a. O. S. 718.
- (6) Stein, Der Begriff der Gesellschaft, S. 108.
- (7) Ders., a. a. O. S. 109.
- (8) Ders., Die industrielle Gesellschaft, S. 100—101.
- (9) Ders., Fin. w., S. 159.
- (10) 尙ザロモンはシュタインも亦「上からの即ち社會王制による改革を要求し：舊い官房學の代りに社會政策の基盤としての行政學を基礎つけた」と云つてゐる。Vgl. Salomon's Vorwort in "Stein, Der Begriff der Gesellschaft." S. XI-XII. Wagner, Fin. w., S. 223—4. ここでワグナーは「不適當な言葉や不明瞭な觀念を除けば」シュタインの有名な租稅再生産の命題、即ち「租稅能力が租稅を、租稅が行政を、行政が再び租稅能力を生ぜしむる」は全く正しく旨く表現されてゐると云つてゐる。